

## 追検査についてのQ&A

**Q 1** 学力検査の当日までに、新型コロナウイルス感染症又は新型コロナウイルス感染症への感染の疑いにより、保健所若しくは健康福祉事務所から健康観察の要請があり、検査を欠席する場合、どうすればよいのでしょうか？

**A 1** 中学校は志願者から新型コロナウイルス感染症と診断又は新型コロナウイルス感染症への感染の疑いにより、保健所若しくは健康福祉事務所から健康観察の要請があり検査を欠席する連絡を受けた場合は、志願先高等学校へ欠席する連絡をするとともに、検査当日に追検査出願者一覧（様式1）を提出してください。

追検査を申請する場合は、志願者から追検査願（様式2）及び保健所等が作成した診断書を受け取り、追検査願の中学校の証明欄に記入・押印の後、志願先高等学校長へ追検査願及び診断書等を提出してください。

**Q 2** 診察の結果、新型コロナウイルス感染症でなかった場合でも追検査の対象になりますか？

**A 2** 保健所若しくは健康福祉事務所から新型コロナウイルス感染症への感染の疑いにより、健康観察の要請があった場合は、追検査の対象となります。

なお、新型コロナウイルス感染症以外の、ケガ等で欠席した場合は、追検査の対象となりません。

**Q 3** 新型コロナウイルス感染症への感染の疑いがあり、保健所若しくは健康福祉事務所から新型コロナウイルス感染症への感染の疑いにより、健康観察の要請があった場合、診断書を作成してもらうことはできますか？

**A 3** 新型コロナウイルス感染症への感染の疑いにより、健康観察の要請があった場合、保健所若しくは健康福祉事務所に診断書又は感染の疑いを証明する書類を作成してもらうことができます。

**Q 4** 追検査を受検した場合、不利に取り扱われることはないのでしょうか？

**A 4** 調査書及び面接の結果等の諸資料をもとに総合的に判定します。学力検査、追検査のいずれを受検しても有利、不利がないように取り扱います。

**Q 5** 総合学科で3月12日に学力検査を4教科受検したが、3月13日の実技検査のみ欠席した場合、追検査は受けられますか？

**A 5** 追検査を受けることができます。なお、学力検査の4教科の結果にかかわらず、調査書及び面接の結果等の諸資料をもとに総合的に判定します。

**Q 6** 追検査を受検する場合、入学願書を再度提出する必要はありますか？

**A 6** 入学願書を再度提出する必要はありません。受検番号も変わりませんので、追検査当日は、受検票と追検査承認書を忘れないように持ってきてください。（受検料を追加で徴収することはありません。）

**Q 7** 県外からの受検、過年度卒業生で、中学校を経由することが困難な場合は、追検査申請の手続きはどのようにすればよいのでしょうか？

**A 7** 検査当日の8:30までに、保護者が高等学校へ連絡してください。

その後、3月19日（木）の9:00～15:00に、高等学校の指示に従って、追検査願及び診断書等を提出してください。

**Q 8** 3/12以前に、新型コロナウイルス感染症により学力検査を欠席することが明らかな志願者がいる場合、申請の手続きは3/12まで待つ必要はありますか？

**A 8** 追検査願及び診断書が揃っていても、検査当日に中学校を通じて志願先高等学校に連絡してください。

**Q 9** 申請手続きの9:00～15:00の間には、昼休みは含まれていますか？

**A 9** 遠方からの申請の可能性もあるので、高等学校は昼休み時間でも受け付けますが、配慮をお願いします。

**Q 10** 来年度以降も追検査はあるのでしょうか？

**A 10** この措置は令和2年度入学者選抜限りのものです。

**Q 11** 新型コロナウイルス感染症への感染の疑いなくとも、志願者の在籍する学校で、新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合、追検査を受検することができますか？

**A 11** 保健所若しくは健康福祉事務所、健康観察の要請があった場合は診断書等が作成されるため追検査の受検は可能ですが、診断書が無い場合には、提出書類が揃わないことから追検査は受検できません。